

徳島県議会政策条例検討会議
結 果 報 告 書

令和7年2月5日

もてなしの阿波とくしま観光基本条例の一部を改正する条例（案）

もてなしの阿波とくしま観光基本条例（平成二十一年徳島県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

前文のうち第一項中「いやされる」を「癒やされる」に改め、第二項中「大谷焼」の下に「、にし阿波の傾斜地農耕システム」を、「祖谷のかずら橋」の下に「、四国遍路」を加え、「あたたかい」を「温かい」に改め、「など」の下に「、持続可能な観光への関心が高まる中で」を加え、「観光地づくり」を「観光地域づくり」に改める。

第二条に次の四号を加える。

四 持続可能な観光 観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分に配慮した観光をいう。

五 観光地域づくり 県、市町村、県民等が一体となつて行う、魅力ある観光地の形成につなげるための活動をいう。

六 持続可能な観光地域づくり 観光資源の維持及び保存並びに観光を支える産業の収益力及び生産性の向上が両立する観光地域づくりをいう。

七 観光コンテンツ 観光資源を活用して観光旅行者に提供する催し、企画旅行及び体験活動をいう。

第三条第二号中「すべて」を「全て」に改め、同条第四号中「や自然環境」を「、自然環境及び生活環境」に改め、同条に次の一号を加える。

五 県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること。

第六条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第七条第一項中「かんがみ」を「鑑み」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 観光事業者は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

第八条第一項中「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に取り組むものとする。

第八条に次の一項を加える。

4 観光地域づくり法人（地域において観光地域づくりの中心的な役割を担う法人である観光関係団体をいう。）は、基本理念にのっとり、他の都道府県及び外国からの観光旅行者から選ばれる観光地の形成に向け、県、市町村、県民等その他の地域の多様な関係者との連携の下、長期の滞在につながる観光コンテンツの充実等に努めるものとする。

第九条第一号中「の活用による」を「を磨き上げ、又は相互に組み合わせることにより、新たな需要の開拓につながる観光コンテンツを創出し、これを充実させることで、誰もが魅力を感じ、訪れたいくなるような」に改め、同条第八号中「近畿地方」の下に「、中国

地方」を加え、同号を同条第十号とし、同条第七号中「や経済交流を通じて」を「、経済交流、広報宣伝の適切な実施、県内の交通及び宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致、受入態勢の整備等により、」に改め、同号を同条第九号とし、同号の前に次の一号を加える。

八 持続可能な観光地域づくりを促進すること。

第九条第六号中「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第七号とし、同条第五号中「発信する」を「発信し、本県の認知度の向上に資する」に改め、同号を同条第六号とし、同条第四号中「心と」を「心を育むとともに、観光旅行者の交通手段の確保その他の」「の向上」を「を向上させること」に、「受入れ態勢」を「受入態勢」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 観光コンテントを生かした魅力ある教育旅行を提案し、その誘致を促進すること。

第十二条第一項中「県は」の下に「、持続可能な観光の実現に向け」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

持続可能な観光への関心の高まり、外国からの観光旅行者の増加等の観光を取り巻く情勢の変化に的確に対応することにより、観光の振興をより一層推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与するため、基本理念等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例を提出する理由である。

改 正 案	現 行
目次 前文 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 観光の振興に関する基本的施策（第九条―第十八条） 第三章 雑則（第十九条） 附則 徳島県は、太平洋側の地域、瀬戸内側の地域、山岳地域といった地域ごとに気候が異なり、全体として多様な変化に富んだ気候を有するとともに、鳴門の渦潮、県南部の海、剣山、吉野川等の心が癒やされる豊かな自然に恵まれ、こうした環境の中で育てられたなと金時、すだち、阿波尾鶏、鳴門わかめ、鱧等の豊富な食材を有している。 また、徳島県は、世界に誇り得る阿波踊りをはじめ、阿波人形浄瑠璃、阿波藍、阿波和紙、阿波正藍しじら織、大谷焼、にし阿波の傾斜地農耕システムといった伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋、四国遍路といった歴史的又は文化的な遺産等の魅力あふれる観光資源を有するほか、県民には長年の歴史と伝統に培われた温かい おもてなしの心が受け継がれるなど、持続可能な観光への関心が高まる中で、多くの観光客を引き付ける観光地域づくりの可能性に満ちあふれている。 観光は、少子高齢社会において将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担うとともに、県民の本県の歴史、文化等に対する理解を深め、県民が地域への誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。 そして、観光を支える産業は、旅行業や旅館業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や商工業をはじめとする幅広い分野の事業に及ぶ総合的なものであり、地域経済の活性化、雇用機会の拡大、潤いのある豊かな生活環境の創造等、様々な領域に貢献するものである。 こうした観光の振興を積極的に推進するためには、その基本的な方向性を明らかにし、行政のみならず、観光事業者や観光関係団体といった観光に携わるものとはもとより、県民一人一人が観光の重要性を理解し、本県の魅力を高めることが必要であるとの共通の認識を持って、自主的かつ主体的に観光の振興のための活動に取り組んでいく必要がある。 さらに、観光の振興を通じて、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上につなげていかなければならない。 こうした認識の下、県、市町村、県民、観光事業者、	目次 前文 第一章 総則（第一条―第八条） 第二章 観光の振興に関する基本的施策（第九条―第十八条） 第三章 雑則（第十九条） 附則 徳島県は、太平洋側の地域、瀬戸内側の地域、山岳地域といった地域ごとに気候が異なり、全体として多様な変化に富んだ気候を有するとともに、鳴門の渦潮、県南部の海、剣山、吉野川等の心がいやされる豊かな自然に恵まれ、こうした環境の中で育てられたなと金時、すだち、阿波尾鶏、鳴門わかめ、鱧等の豊富な食材を有している。 また、徳島県は、世界に誇り得る阿波踊りをはじめ、阿波人形浄瑠璃、阿波藍、阿波和紙、阿波正藍しじら織、大谷焼 といった伝統的な文化や産業、うだつの町並み、祖谷のかずら橋 といった歴史的又は文化的な遺産等の魅力あふれる観光資源を有するほか、県民には長年の歴史と伝統に培われたあたたかいおもてなしの心が受け継がれるなど、多くの観光客を引き付ける観光地づくり の可能性に満ちあふれている。 観光は、少子高齢社会において将来の定住につながる交流人口の拡大に重要な役割を担うとともに、県民の本県の歴史、文化等に対する理解を深め、県民が地域への誇りと愛着を持つことができる活力に満ちた地域社会の実現を促進するものである。 そして、観光を支える産業は、旅行業や旅館業のみならず、本県の基幹産業である農林水産業や商工業をはじめとする幅広い分野の事業に及ぶ総合的なものであり、地域経済の活性化、雇用機会の拡大、潤いのある豊かな生活環境の創造等、様々な領域に貢献するものである。 こうした観光の振興を積極的に推進するためには、その基本的な方向性を明らかにし、行政のみならず、観光事業者や観光関係団体といった観光に携わるものとはもとより、県民一人一人が観光の重要性を理解し、本県の魅力を高めることが必要であるとの共通の認識を持って、自主的かつ主体的に観光の振興のための活動に取り組んでいく必要がある。 さらに、観光の振興を通じて、豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上につなげていかなければならない。 こうした認識の下、県、市町村、県民、観光事業者、

観光関係団体等の総力を結集し、それぞれの立場で協働して観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興を戦略的かつ積極的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行業、旅館業等の観光旅行者を対象とする事業を営む事業者その他の観光に関する事業を営む事業者をいう。
- 二 観光関係団体 観光の振興を目的として、観光事業者、行政機関等で構成する団体をいう。
- 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体及びその他の地域社会を構成する者をいう。
- 四 持続可能な観光 観光旅行者、産業、環境及び地域の需要に適合しつつ、現在及び将来の経済、社会及び環境への影響に十分に配慮した観光をいう。
- 五 観光地域づくり 県、市町村、県民等が一体となつて行う、魅力ある観光地の形成につなげるための活動をいう。
- 六 持続可能な観光地域づくり 観光資源の維持及び保存並びに観光を支える産業の収益力及び生産性の向上が両立する観光地域づくりをいう。
- 七 観光コンテンツ 観光資源を活用して観光旅行者に提供する催し、企画旅行及び体験活動をいう。

(基本理念)

第三条 観光の振興は、県、市町村及び県民等がそれぞれの立場において協働し、一体となつて、次に掲げる事項の実現を目指すことを基本理念として取り組まなければならない。

- 一 他の都道府県及び外国の人々に対して本県の良さを周知し、多くの観光旅行者が繰り返し本県を訪れることにより、本県全体が活力あるものとなっていること。
- 二 全ての県民が、観光の振興への関与及び地域を訪れる人々との交流を通じて、地域に対する誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を形成することにより、地域経済の発展がもたらす利益と豊かな県

観光関係団体等の総力を結集し、それぞれの立場で協働して観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、観光の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務並びに県民、観光事業者及び観光関係団体の役割を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光の振興を戦略的かつ積極的に推進し、もって豊かで活力に満ちた地域社会の実現、本県の経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 観光事業者 旅行業、旅館業等の観光旅行者を対象とする事業を営む事業者その他の観光に関する事業を営む事業者をいう。
 - 二 観光関係団体 観光の振興を目的として、観光事業者、行政機関等で構成する団体をいう。
 - 三 県民等 県民、観光事業者、観光関係団体及びその他の地域社会を構成する者をいう。
- (新設)
- (新設)
- (新設)

(基本理念)

第三条 観光の振興は、県、市町村及び県民等がそれぞれの立場において協働し、一体となつて、次に掲げる事項の実現を目指すことを基本理念として取り組まなければならない。

- 一 他の都道府県及び外国の人々に対して本県の良さを周知し、多くの観光旅行者が繰り返し本県を訪れることにより、本県全体が活力あるものとなっていること。
- 二 すべての県民が、観光の振興への関与及び地域を訪れる人々との交流を通じて、地域に対する誇りと愛着を持ち、活力に満ちた地域社会を形成することにより、地域経済の発展がもたらす利益と豊かな県

民生活を享受できていること。

三 創意工夫を生かした個性豊かな観光地が形成され、地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心により、高齢者、障がい者、外国人その他観光において特に配慮を要する者をはじめとする全ての人が安心して快適に観光ができるよう配慮されていること。

四 地域の景観、自然環境及び生活環境と調和した徳島県ならではの魅力的な観光地が形成されていること。

五 県民等により、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が継続的に創出されていること。

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、県民等に対して観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行うとともに、県民等が相互に連携し、一体となって観光の振興に取り組むことができるよう必要な支援及び総合調整を行うものとする。

（市町村との連携等）

第五条 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

2 県は、地域の特性を生かした観光の振興に関する広域的な施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、地域の魅力を十分に伝えるため、観光に関するボランティア等の地域が一体となった観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

3 県民は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第七条 観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが直接観光旅行者と接する機会を多く有し、観光の振興における中心的な立場にあることに鑑み、観光に関する情報の発信、観光旅行者に対する心のこもったサービス等の提供等の事業活動を通じ、本県を訪れる観光

民生活を享受できていること。

三 創意工夫を生かした個性豊かな観光地が形成され、地域の歴史、文化、伝統等に培われたおもてなしの心により、高齢者、障がい者、外国人その他観光において特に配慮を要する者をはじめとする全ての人が安心して快適に観光ができるよう配慮されていること。

四 地域の景観や自然環境と調和した徳島県ならではの魅力的な観光地が形成されていること。

（新設）

（県の責務）

第四条 県は、前条に規定する観光の振興についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、観光の振興に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念にのっとり、県民等に対して観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう情報の提供を行うとともに、県民等が相互に連携し、一体となって観光の振興に取り組むことができるよう必要な支援及び総合調整を行うものとする。

（市町村との連携等）

第五条 県は、観光の振興に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村との連携に努めるものとする。

2 県は、地域の特性を生かした観光の振興に関する広域的な施策を実施する市町村に対し、情報の提供、技術的な助言等を行うものとする。

（県民の役割）

第六条 県民は、基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深めるとともに、観光旅行者を温かく迎え、地域の魅力を十分に伝えるため、観光に関するボランティア等の地域が一体となった観光の振興に関する取組に積極的に参画するよう努めるものとする。

（新設）

2 県民は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光事業者の役割）

第七条 観光事業者は、基本理念にのっとり、自らが直接観光旅行者と接する機会を多く有し、観光の振興における中心的な立場にあることにかんがみ、観光に関する情報の発信、観光旅行者に対する心のこもったサービス等の提供等の事業活動を通じ、本県を訪れる観光

旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、豊富な食材を生産する農林水産業等の地域における他の分野の事業者との連携に努めるものとする。

- 3 観光事業者は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に努めるものとする。

- 4 観光事業者は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

- 第八条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致及び受入態勢の整備等に取り組むものとする。

- 2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域特有の魅力が発揮され、新たな観光旅行者の来県につながるよう、観光資源の発掘、活用、維持及び保存に取り組むものとする。

- 3 観光関係団体は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 4 観光地域づくり法人（地域において観光地域づくりの中心的な役割を担う法人である観光関係団体という。）は、基本理念にのっとり、他の都道府県及び外国からの観光旅行者から選ばれる観光地の形成に向け、県、市町村、県民等その他の地域の多様な関係者との連携の下、長期の滞在につながる観光コンテンツの充実等に努めるものとする。

第二章 観光の振興に関する基本的施策

（観光振興基本方針）

- 第九条 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる観光の振興についての基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 一 自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源を磨き上げ、又は相互に組み合わせることにより、新たな需要の開拓につながる観光コンテンツを創出し、これを充実させることで、誰もが魅力を感じ、訪れたいくなるような地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図ること。

- 二 徳島県ならではの魅力的な製品の創出を図るなど、観光地としての総合的な魅力の向上を促進すること。

- 三 自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする旅行等の新たな観光の分野の開拓を図るとともに、県内での宿泊や長期の滞在を伴う旅行を促進すること。

- 四 観光コンテンツを生かした魅力ある教育旅行を提

旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、豊富な食材を生産する農林水産業等の地域における他の分野の事業者との連携に努めるものとする。

（新設）

- 3 観光事業者は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（観光関係団体の役割）

- 第八条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、観光に関する情報の発信、観光旅行者の誘致及び受入れ態勢の整備等に取り組むものとする。

（新設）

- 2 観光関係団体は、県が実施する観光の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（新設）

第二章 観光の振興に関する基本的施策

（観光振興基本方針）

- 第九条 県は、基本理念にのっとり、次に掲げる観光の振興についての基本方針に基づき、観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

- 一 自然、文化、歴史、産業等に関する観光資源の活用による

地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図ること。

- 二 徳島県ならではの魅力的な製品の創出を図るなど、観光地としての総合的な魅力の向上を促進すること。

- 三 自然体験活動、農林水産業に関する体験活動等を目的とする旅行等の新たな観光の分野の開拓を図るとともに、県内での宿泊や長期の滞在を伴う旅行を促進すること。

（新設）

案し、その誘致を促進すること。

五 徳島県ならではのおもてなしの心を育むとともに、観光旅行者の交通手段の確保その他の観光に関する利便性を向上させることにより、県民等が一体となった観光旅行者の受入れ態勢の整備を促進すること。

六 本県の魅力を戦略的に発信し、本県の認知度の向上に資するための取組を促進すること。

七 県内の全ての地域が活気にあふれ、活力に満ちたものとなるための取組を促進すること。

八 持続可能な観光地域づくりを促進すること。

九 姉妹都市との交流、経済交流、広報宣伝の適切な実施、県内の交通及び宿泊その他の観光旅行に関する情報の提供、国際会議その他の国際的な規模で開催される行事の誘致、受入態勢の整備等により、外国からの観光旅行者の誘致を図るなど、国際観光の振興に関する取組を促進すること。

十 県内の各地域間の連携及び四国地方、近畿地方、中国地方等の近隣の地域の府県との連携による取組の推進により、広域的な観光の振興を図ること。

(観光振興基本計画)

第十条 知事は、観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、あらかじめ、徳島県観光審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

5 知事は、観光振興基本計画に基づき実施された観光の振興に関する施策について、その成果の検証を行うものとする。

6 知事は、毎年度、前項に規定する検証の結果について、議会に報告し、意見を聴くとともに、当該検証の結果の概要を公表するものとする。

(阿波とくしま観光の日等)

第十一条 県民等において、広く観光についての関心と理解を深めるとともに、観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間を設ける。

2 阿波とくしま観光の日とする日及び阿波とくしま観光週間とする期間は、知事が別に定める。

3 県は、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努める

四 徳島県ならではのおもてなしの心と

観光に関する利便性の向上 により、県民等が一体となった観光旅行者の受入れ態勢の整備を促進すること。

五 本県の魅力を戦略的に発信するための取組を促進すること。

六 県内のすべての地域が活気にあふれ、活力に満ちたものとなるための取組を促進すること。

(新設)

七 姉妹都市との交流や経済交流を通じて

外国からの観光旅行者の誘致を図るなど、国際観光の振興に関する取組を促進すること。

外

八 県内の各地域間の連携及び四国地方、近畿地方等の近隣の地域の府県との連携による取組の推進により、広域的な観光の振興を図ること。

(観光振興基本計画)

第十条 知事は、観光の振興に関する施策を戦略的かつ積極的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「観光振興基本計画」という。）を定めるものとする。

2 知事は、観光振興基本計画を定めるに当たっては、県民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じるとともに、あらかじめ、徳島県観光審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、観光振興基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、観光振興基本計画の変更について準用する。

5 知事は、観光振興基本計画に基づき実施された観光の振興に関する施策について、その成果の検証を行うものとする。

6 知事は、毎年度、前項に規定する検証の結果について、議会に報告し、意見を聴くとともに、当該検証の結果の概要を公表するものとする。

(阿波とくしま観光の日等)

第十一条 県民等において、広く観光についての関心と理解を深めるとともに、観光の振興に関する共通の認識を持つことができるよう、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間を設ける。

2 阿波とくしま観光の日とする日及び阿波とくしま観光週間とする期間は、知事が別に定める。

3 県は、阿波とくしま観光の日及び阿波とくしま観光週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努める

ものとする。

（地域の観光の振興に関する総合力の向上等）

第十二条 県は、持続可能な観光の実現に向け、県内の各地域における観光地間の相互の連携を図るとともに、観光の振興に寄与する人材の活用、観光に関する情報の集約及び提供等の各地域の観光の振興に関する総合力の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内の観光地の一体感の醸成を図るため、観光地における観光旅行者に対する情報の表示等について統一された規格、色彩、デザイン等の活用を促進するなど必要な施策を講ずるものとする。

（観光の振興に寄与する人材の育成）

第十三条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等の必要な施策を講ずるものとする。

（自然環境及び良好な景観の保全等）

第十四条 県は、観光地における自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化の促進を図るため、自然体験活動を通じて県民等及び観光旅行者の自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化に対する理解の増進を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

（安全及び安心の確保）

第十五条 県は、観光地において事故、災害等が発生した場合における必要な情報の提供等、観光旅行者が安全に安心して観光ができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第十六条 県は、県民等の観光の振興に対する意識の高揚及び観光の振興に関する取組への積極的な参画が促進されるよう、観光の振興に関する広報及び啓発に努めるものとする。

2 前項に規定する広報及び啓発を行うに当たっては、県民等がこの条例について十分に理解するとともに、愛着を持つことができるよう、配慮するものとする。

（観光に関する統計の整備等）

第十七条 知事は、観光の振興に関する施策を効果的に実施するため、観光に関する情報の収集、観光に関する動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備及び充実を図るとともに、その成果を県民等に提供するものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、観光の振興に関する施策を推進するた

ものとする。

（地域の観光の振興に関する総合力の向上等）

第十二条 県は、県内の各地域における観光地間の相互の連携を図るとともに、観光の振興に寄与する人材の活用、観光に関する情報の集約及び提供等の各地域の観光の振興に関する総合力の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、県内の観光地の一体感の醸成を図るため、観光地における観光旅行者に対する情報の表示等について統一された規格、色彩、デザイン等の活用を促進するなど必要な施策を講ずるものとする。

（観光の振興に寄与する人材の育成）

第十三条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光に関する事業に従事する者の知識及び能力の向上、地域の固有の文化、歴史等に関する知識の普及の促進等の必要な施策を講ずるものとする。

（自然環境及び良好な景観の保全等）

第十四条 県は、観光地における自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化の促進を図るため、自然体験活動を通じて県民等及び観光旅行者の自然環境及び良好な景観の保全並びに環境美化に対する理解の増進を図るなど必要な施策を講ずるものとする。

（安全及び安心の確保）

第十五条 県は、観光地において事故、災害等が発生した場合における必要な情報の提供等、観光旅行者が安全に安心して観光ができるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

（広報及び啓発）

第十六条 県は、県民等の観光の振興に対する意識の高揚及び観光の振興に関する取組への積極的な参画が促進されるよう、観光の振興に関する広報及び啓発に努めるものとする。

2 前項に規定する広報及び啓発を行うに当たっては、県民等がこの条例について十分に理解するとともに、愛着を持つことができるよう、配慮するものとする。

（観光に関する統計の整備等）

第十七条 知事は、観光の振興に関する施策を効果的に実施するため、観光に関する情報の収集、観光に関する動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備及び充実を図るとともに、その成果を県民等に提供するものとする。

（財政上の措置）

第十八条 県は、観光の振興に関する施策を推進するた

め、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 第三章 雑則 (委任) 第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。	め、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。 第三章 雑則 (委任) 第十九条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。
--	--

検証結果報告書

条 例 名	徳島県振り込め詐欺等の被害の防止に関する条例
総 括	
本条例は、条例の基本理念を基に様々な取組が行われ、目的の推進を図っていると認められるが、今後の施策展開については、次の事項に十分留意した運用となるよう、引き続きその状況を調査するとともに、理事者に対し、適宜注意喚起を行うこととする。 ・ 日々、手口が複雑化、巧妙化する特殊詐欺等から、県民を守るため、手口に応じた効果的な広報啓発や、迅速かつ的確、分かりやすい情報発信の取組を一層進めること。 ・ 振り込め詐欺等の特殊詐欺の情勢の変化に対応し、その被害の防止に向けた取組を更に推進するため、今後、本条例の見直しに向け、国の動向等も見極めた上で、検討していく必要があること。	
ヒアリング結果（運用状況）	
実 施 施 策	○広報啓発 1 毎月、特殊詐欺の被害情報を消費者生活コーディネーターに情報提供 2 消費者大学校及び大学院の卒業生、くらしのサポーターに対する情報提供 3 県消費者情報センターWebサイトによる発信 4 デジタル媒体やメディア等を活用したプッシュ型の広報・啓発 ・ 県公式LINEへの配信 ・ 「とくしま消費者交流ひろば」メールマガジンの配信 ・ 若者向け啓発動画のWeb配信（YouTubeバンパー広告） ・ 新聞、テレビ放送、ラジオ放送を活用した広報・啓発 5 地域の人材を活用した消費者トラブル防止啓発活動 6 各種講演会、研修会、出前講座を通じた情報提供、注意喚起 7 県知事と県警本部長による特殊詐欺被害防止に関する共同宣言「ストップ！特殊詐欺被害！宣言！」を通じた最高レベルの注意喚起（令和5年11月22日） 8 金融機関、量販店、コンビニエンスストアなどにおいて、関係機関、防犯ボランティアと協力した継続的な各種被害防止キャンペーン 9 捜査の過程で押収した名簿の搭載者に対して、個別訪問、圧着葉書等による注意喚起 10 特殊詐欺の標的となりやすい高齢者等に対する効果的な啓発を行うためのコールセンター事業

- 11 多数の電話番号に一斉架電可能なオートコールシステムを導入し、特殊詐欺の予兆電話等を認知した際、重点的な警戒が必要な地域の金融機関、コンビニ等に迅速に警戒依頼を行う「振り込め警戒ホットライン」
- 12 F M徳島と連携し、ラジオ番組内で被害防止に関する情報提供を行う「特殊詐欺撲滅キャンペーン」や、警察官がドラマ形式で実際の被害を基に特殊詐欺の手口等の紹介・注意喚起を行う「特殊詐欺の現場」を放送
- 13 四国八十八ヶ所霊場会、四国3県警と連携し、納経帳記帳時に使用するオリジナルの被害防止啓発の「当て紙」を作成し、県内23か寺に配布
- 14 県警ホームページ、安心メール及び防犯アプリ「スマートポリス」、各種SNSを活用した特殊詐欺予兆電話・被害発生状況等の情報発信
- 15 徳島ヴォルティスなどと連携した特殊詐欺被害防止啓発動画の作成及びデジタルサイネージ等を利用した放映
- 16 特殊詐欺被害及び予兆電話を認知した際に、被害者等の承諾・協力を得た上で、被害の手口等について早期に広報

○被害の未然防止対策

- 1 市町村・見守りネットワーク等と連携した「見守り手帳」の配布による地域見守り体制の強化
- 2 とくしま消費者見守りネットワークの体制強化及び、市町村ネットワークの活動支援
- 3 県内の金融機関と連携し、一定条件を満たす高齢者による高額取引について、金融機関が全件110番通報し、警察官が臨場する取組
- 4 県内に本店を置く金融機関（阿波銀行、徳島大正銀行、徳島信用金庫、阿南信用金庫）及び徳島県信用農業協同組合連合会（JA）と連携し、一定条件を満たす高齢者を対象としたATM振込利用制限
- 5 金融機関、コンビニエンスストアにおける被害の水際阻止を目的とした職員等によるATM利用者、電子マネー購入者に対する声かけの依頼・訓練
- 6 各種事業者等との特殊詐欺等被害防止に関する協定の締結による連携強化
- 7 県タクシー協会、県個人タクシー協会と協定を締結し、被害に遭うおそれがある乗客への声かけを依頼するとともに、特殊詐欺被害等が発生した日時及び地域での乗降者情報等を収集
- 8 県印刷工業組合に対して、架空料金請求詐欺に利用されるハガキ印刷の依頼があった場合の連絡を依頼し、架空料金詐欺の未然防止対策
- 9 四国財務局徳島財務事務所と連携し、投資名目の特殊詐欺等への対応や捜査力の強化を図るための講習会
- 10 犯人からの電話を直接受けないための固定電話対策
 - ・ 特殊詐欺等の被害に遭うおそれのある高齢者宅に、録音警告機「不審電話撃退装置」の無償貸出事業
 - ・ 各市町村へ特殊詐欺被害防止対策事業（不審電話撃退装置、防犯機能付き電話機の普及促進）を働きかけ
 - ・ 留守番電話の常時設定、NTTによる70歳以上の契約者等の回線を対象としたナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストの無

	償化、「国際電話不取扱受付センター」への国際電話利用契約の利用休止の申込みについて、巡回連絡その他警察活動を通じ、対象世帯等に周知
成 果	1 県消費者情報センターを中心に、県民、市町村等へ特殊詐欺被害状況等を情報提供するとともに、関係機関と連携した広報・啓発活動、県民向けや学校での消費者教育を通じた啓発など、効率の良い情報連携の下、特殊詐欺等の被害防止に向けた様々な活動が活性化している。 2 県内に本店を置く金融機関及びＪＡが、令和３年９月以降順次、ＡＴＭ振込利用制限の対象年齢を、70歳以上から65歳以上に引き下げたことにより、以後、実施機関における高齢者の還付金詐欺被害の発生はない。 3 金融機関やコンビニエンスストアの声かけ等により、被害が未然に防止された件数は年々増加傾向にある。
課 題	1 急速に進む高齢化と社会のデジタル化に伴い、高齢者をはじめとする特殊詐欺被害は依然として発生しており、詐欺の手口が一層複雑化、巧妙化していることから、詐欺の手口をより迅速かつ継続的に県民に周知することが必要である。 2 県民の消費者教育の中で特殊詐欺への対応を啓発し、県民一人一人の当事者意識を向上させ、自己防衛力を高めていく必要がある。 3 令和５年中の県内の特殊詐欺の被害者は、20歳代から90歳代の幅広い年齢層で発生し、年代別では65歳以上の高齢者が約６割を占め、被害額も被害総額の約65%を占めている状況から、高齢者を中心に幅広い世代を対象とした広報・啓発活動が必要である。 4 令和５年下半期以降に全国的に急増している「ＳＮＳ型投資詐欺・ロマンス詐欺」の抑止対策が必要である。
今後の取組	1 消費者センターや見守りネットワークなど、日頃から地域や県民の身近なところで活動している団体・関係機関との連携を強化し、被害防止のための広報・啓発活動の更なる活性化と、地域における高齢者等の見守り体制の機能性、実効性の向上を図る。 2 各種広報媒体を活用し、複雑化・巧妙化する新たな手口についてや、被害及び予兆電話等認知時における、タイムリーかつ分かりやすい情報発信に努める。 3 金融機関やコンビニエンスストアなどの関係機関との更なる連携強化を図るとともに、発生状況や日々変化する犯行手口等に応じた効果的な広報啓発を推進し、特殊詐欺被害の未然防止を図り、県民全体で「特殊詐欺の被害に遭わない・遭わせない」という機運の醸成に努める。

主なヒアリング内容

確認事項（構成員）	説明（執行部）
① 最近、特に増加している特殊詐欺の種類と、それに対する対応状況について。	① 今年9月末現在の特殊詐欺の手口別で一番多いのが、架空料金請求詐欺で34件・被害額約7,000万円、次が副業名目の詐欺で13件・被害額約1,400万円、次がオレオレ詐欺で12件・被害額約1億3,000万円となっている。これに対する取組としては、検挙して、犯行グループの撲滅を目指すことを第一とし、前兆事案があった場合に早期に関係課等と連携して、広報・注意喚起を図るとともに、継続案件については、「騙されたふり作戦」で被疑者を検挙していくという形で進めている。
② 最近では、オレオレ詐欺よりもSNS型投資詐欺やロマンス詐欺のほうが急激に増えてきている。 条例の中で、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺に当たる規定はあるか。	② 条例が制定された当時には、「振り込め詐欺」と「振り込め類似詐欺」という大きく2類型に分かれていたが、その後、「特殊詐欺」へと名称が変わり、10類型に再編されている。SNS型投資詐欺・ロマンス詐欺というのは特殊詐欺とは別に分類されるものであり、この条例の中に当てはめようとするのは難しい。
③ 条例第3条に県の責務として、「県は、被害防止に関する施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する」と書いてある。知事部局としての県が、県警と連携して取り組む中で、課題等はあるか。	③ 特殊詐欺、SNS詐欺は、日々、手口が巧妙化し進化している。県警をはじめとした関係機関と緊密に連携し、詐欺の情報や手口、その対応を、地道に、きめ細かく発信することが課題であり、今後の重要な取組方針と認識している。
④ FacebookやInstagram等で友達申請をし、そこからLINEに誘導して日常的な会話をしていく中で、詐欺につながっていくというケースが最近特に多いが、どのように考えているのか。	④ 徳島県警のみで対応できるものではなく、現在、警察庁で各事業者に対して様々な申し入れをしているところである。国の動向を踏まえて対策をしていきたい。